

本学は一八八五（明治十八）年の英吉利法律学校の創設に始まるが、その後八九年に東京法学院、一九〇三年に東京法学院大学、そして〇五年には現在の中央大学へと三度の校名改称を経験してきている。この校名改称は、各種学校のな存在から専門学校へ、そして大学を目指す本学の意欲の表れでもあった。

〇三年八月、「東京法学院」は、「東京法学院大学」と改称し、社団法人組織とすることを文部大臣から認可された。同時に一年半の予科を新設し、三年間の本科とともに大学部を組織、やはり三年間の専門部を並置するなどの充実をはかった。しかし、大学とはいっても同年三月に公布された専門学校令にもとづく学校であった。すでに私立学校では、一八九〇年一月慶応義塾が大学部を開設し、一九〇二年九月には東京専門学校が早稲田大学と改称していたが、当時の帝国大学令にもとづく大学は東京・京都の二帝国大学のみであった。東京法学院と改

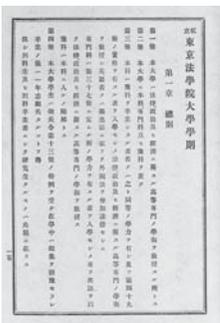
称した時に「東京学院連合」を組織し、「連合東京大学」として私立総合大学への道を指向しているが、当時の私立学校には大学への昇格を目指して大学名称を名乗ろうとする姿勢が強まっており、専門学校令の公布を機に改称の実現を見たのである。

この改称について、当初理事者は「東京法政大学」「東京法学院大学」の二つを候補に挙げたが設立者の会議で認められず、「東京法律大学」「東京法学院大学」のどちらかにすべきと決定された。しかし、院友や評議員の意見が取り入れられ、「東京大学」の名称で改称が申請された。これに文部省は、「東京帝国大学」と紛らわしいとの理由で許可せず、結局「東京法学院大学」として認可がなされたという。

この時、岡田良平文部総務長官の「貴校今回の改名は東京帝国大学の通称東京大学と相同じければ此名を命じて平の将門をやらるる積りか」という言葉に対し、激昂

した菊池武夫東京法学院長が「余等に擬するに乱臣賊子を以てせらるるとは怪しからぬ。然らば東京法学院大学にて可なり」と言っただけで済んだという話が残されている。

このように最初の大学への改称が満足のいくものではなかったことや、創立二十周年を記念して経済学科が新設され「法学院」の名称がそぐわなくなるといふ事情もあって、院友会名古屋支部や東京法学院大学学士会を中心として、諸方面から再度改称の要望が出されていた。



東京法学院大学学制一覽

中央大学への改称は、〇五年二月の社員総会で決議され、文部省の認可を受けたのは同年八月のことであった。

ところで、「中央」の由来についてははっきりした資料は残されていない。学術の中核ということも含めて、当時の校地が神田錦町に

あり、東京の中央、日本の中央という考え方があつた、もう一つ、創立者のうちの増島六一郎・穂積陳重・岡村輝彦らがイギリスに留学した際に学んだ「ミドルテンブル」の邦訳「中央法院」がもとになっているという説もある。

穂積のイギリス留学中の資料によれば、イギリスの法律教育の最高府「インズ・オブ・コート」を「法学院」と訳し、「ミドルテンブル」を「中央法院」と訳している。彼らが留学した学校の名をイメージして大学の名が決められたとしてもなげけるが、これが正しければ、イギリスに範を求めるといふのは創設以来の伝統とも言うべきであろうか。

大学の名称がこのようにして獲得され、帝国大学に準じた制度への改革がなされても、法律上は専門学校令に準拠する学校であった。名実ともに大学となるのは、一八（大正七）年の大学令にもとづく大学として認可された二〇年四月のことであった。